

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年七月十三日から同年十一月十三日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミ・ナーラ

所在地 奈良市二条大路南一丁目三番一号ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）イトーヨーカドー奈良店

（変更後）ミ・ナーラ

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都港区丸の内一丁目四番一号

代表者 勅使河原 誠志

（変更後）名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都港区丸の内一丁目四番一号

代表者 吉田 浩

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名

（変更前）届出書（変更前）のとおり

（変更後）届出書（変更後）のとおり

三 変更年月日

二の1 平成三十年四月二十四日

二の2 平成三十年四月一日

二の3 平成三十年五月三十一日

四 届出年月日

平成三十年七月二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き
ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで